

使いやすさ **No.1**※ ワンストップ電子契約サービス



会社概要



会社名

freeサイン株式会社 free株式会社70%出資子会社

設立年月日

2013年4月24日

代表取締役

鬼頭 政人(第60期弁護士)

資本金

135,670,000円(資本準備金含む)

本社所在地

東京都品川区大崎1丁目2-2

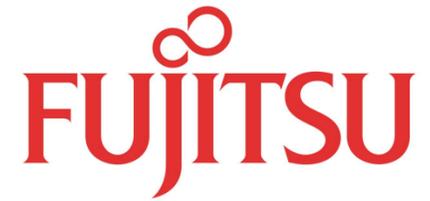
アートヴィレッジ大崎セントラルタワー18F

事業内容

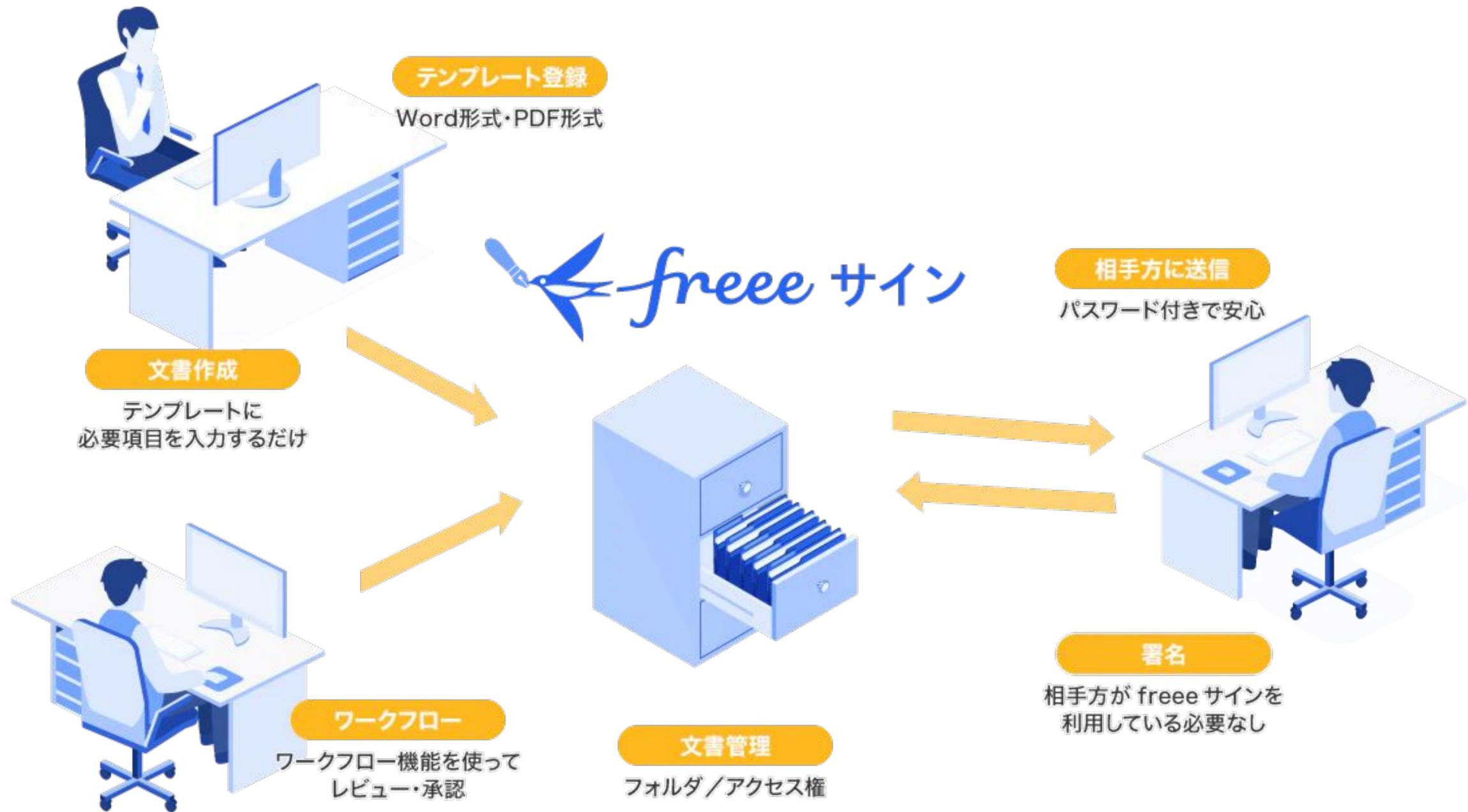
電子契約サービス



導入実績



freeサインの全体像



freeサインの活用パターン

電子契約機能として活用

- 作成/送信の工程をスムーズにしたい
- 締結工程の遅れが役務提供に影響あり
- 郵送料や印紙代などのコストカット
- 相手が電帳法に対応できるように

電帳法対応の箱として活用

- **電帳法の対応**が今は最優先
- メール等でPDFを受領することがある
- 過去の書類含めて電子化したい
- ゆくゆく電子契約で未来の紙も電子化

文書管理のご提案

電帳法の区分と対応

ここが大事！

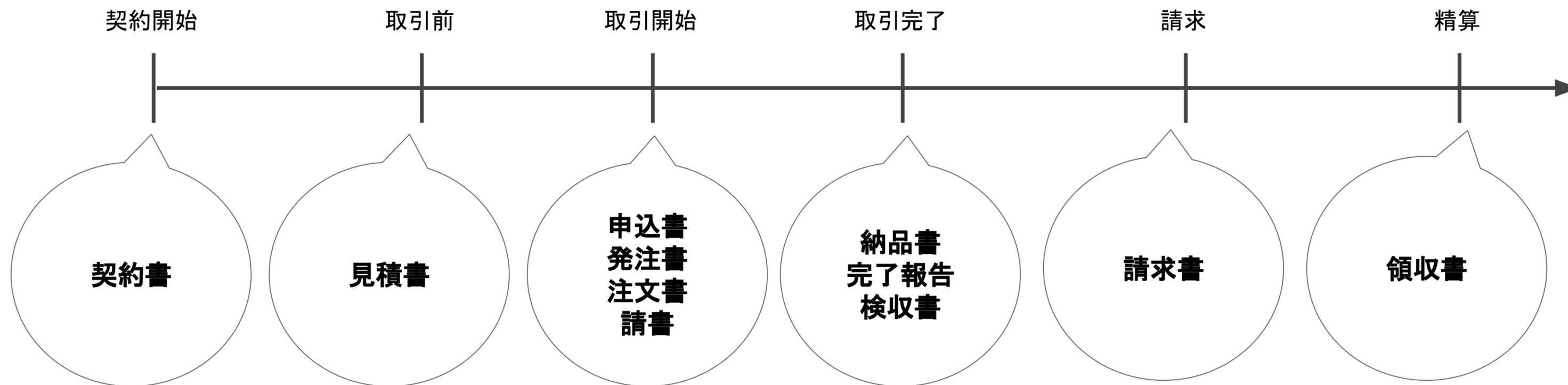
国税関係帳簿	国税関係書類		電子取引	
<ul style="list-style-type: none"> ・仕訳帳 ・総勘定元帳 ・売上台帳 ・仕入台帳 ・現金出納帳 ・固定資産台帳 ・売掛金台帳 ・買掛金台帳 など 	決算関係書類	取引関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・請求書 ・見積書 ・納品書 ・注文書 ・注文請書 ・契約書 など 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・損益計算書 ・試算表 ・棚卸表 など 	自己発行		相手授受
		<ul style="list-style-type: none"> ・見積書控 ・発注書控 ・納品書控 ・請求書控 ・契約書控 など 		<ul style="list-style-type: none"> ・領収書 ・請求書 ・納品書 ・見積書 ・契約書 など
電帳法4条1項	電帳法4条2項		電帳法4条3項	新電帳法7条
電子帳簿保存法上の区分イメージ				
電子帳簿保存（電子データ保存）		スキャナ保存	電子データ保存	
自分で最初からPCなどを使い作成した帳簿・書類		紙で授受した書類	データで授受した取引情報	

請求書や発注書など、どの企業でも受け取る機会の多い書類が対象です

※参照:TOMA税理士法人提供の資料、国税庁配布資料「電子帳簿保存法が改正されました」

ほぼ全ての取引文書が、電帳法遵守の対象になります

下記を電子で授受するケースでは、対応を考えなければいけません



最近では電子契約で書類が送られてくるケースが増えています。

何気なくメールで送付・受領。
といったケースはありませんか？

メールで受領するものはもちろん
FAXで受信したものを複合機経由で電子保存する場合も対象となります。

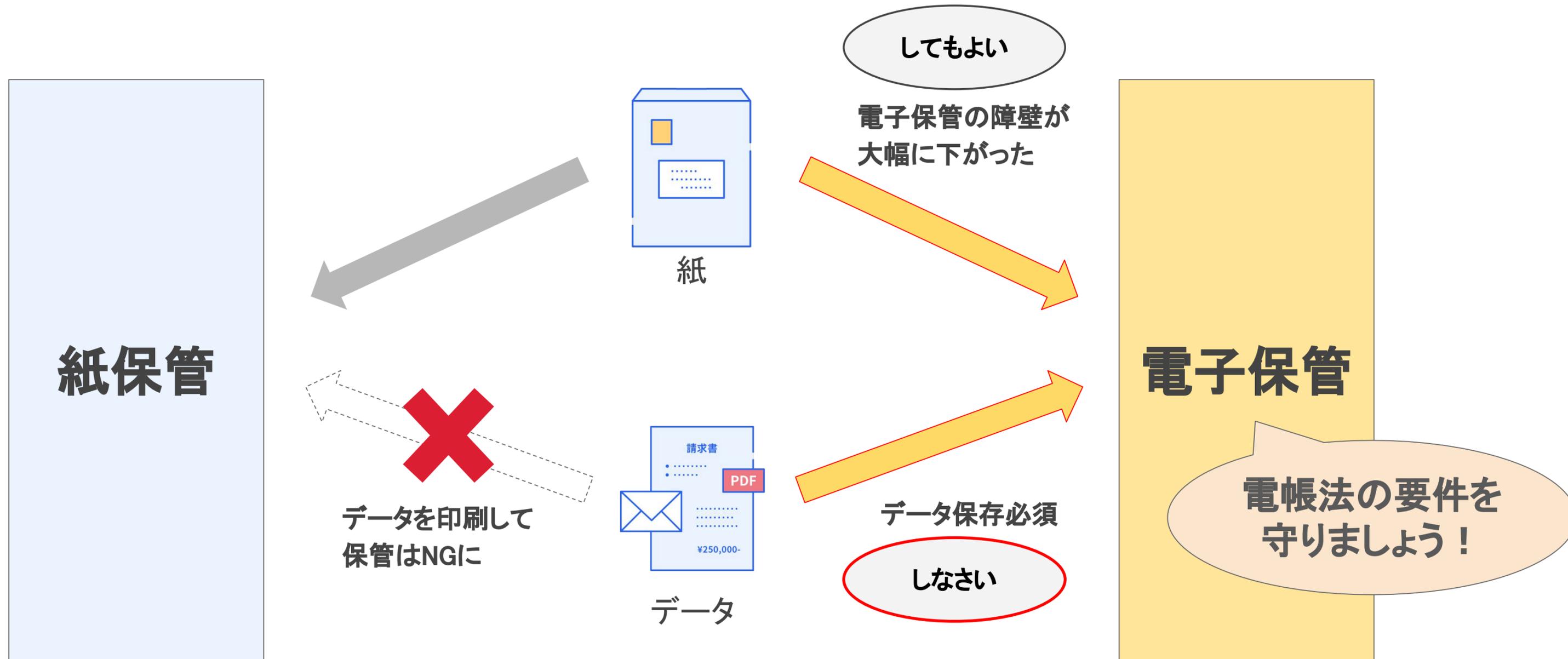
納品物の種類によっては、納品後に各種書類が電子で送られてくるケースがあります。

請求書の電子化は国がプロジェクトとして掲げられています。
工数削減のために、今後取り入れる企業が増える＝御社が受領するケースも増えます

Amazonや楽天出張の領収書を電子発行することは、日常になりました。

電帳法改正による変化のまとめ

授受の形態



電帳法(データ保存)要件とfreeサインの対応

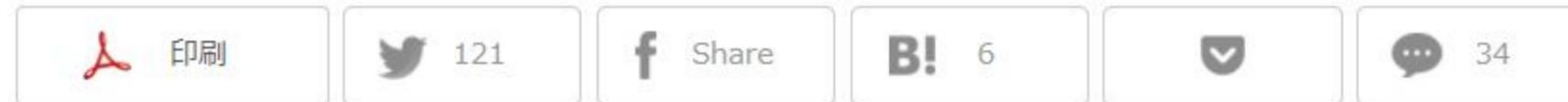
	電帳法要件	freeサインの対応
真実性	<ul style="list-style-type: none">● 電子書類にタイムスタンプを付与できる● システム上で訂正、削除ができないか、又はその履歴を記録できる● 事務処理規定を整備して、それに則って運用する (上記のいずれかの要件を満たす)	<ul style="list-style-type: none">● 送信する電子書類にタイムスタンプを付与できる● 締結が完了した契約書が完全には削除されないよう記録● 受領したデータを保存することでタイムスタンプを付与できる
検索性	<ul style="list-style-type: none">● 契約相手、日付、金額の条件で検索できる● 日付又は金額については範囲指定で検索可● 複数の項目を組み合わせて検索可	<ul style="list-style-type: none">● 自由に検索項目を設定し検索できる (範囲指定・複数条件の設定も可)
関連書類の添付	<ul style="list-style-type: none">● システム概要、操作説明書などの備え付け	<ul style="list-style-type: none">● マニュアルやFAQを公開し常に確認できる状態
見読性	<ul style="list-style-type: none">● PCの画面上で電子書類を鮮明に確認できる● 電子書類を速やかに出力することができる	<ul style="list-style-type: none">● PCの画面上で電子書類を鮮明に確認できる● 電子書類を速やかに出力することができる

罰則までの猶予は2年。早めの対応が求められている

電子帳簿保存法、電子保存に2年の猶予 施行1カ月前の省令改正

🕒 2021年12月06日 16時19分 公開

[斎藤健二, ITmedia]



PR [社内で「データ分析」を身近にするために、何が出来る？](#)

PR [あなたの会社は大丈夫？ CRMツールの導入だけでは意味なし](#)

PR [買わなくてよかったのに！無駄な出費を防ぐためにできること](#)

電子でもらった書類の紙での保存が、2年間、猶予される模様だ。日経新聞が、政府・与党の動きとして報じた。

【記事より抜粋】

電子データで受け取った書類は、従来通り紙に印刷して保存が認められず、国税庁が求める要件に沿って電子的に保存しなくてはならない。

報道によると、猶予については与党は税制改正大綱に盛り込み、年内に関連省令を改正するという。企業の申し出に応じて、税務署長が判断する。国税庁は近々正式に発表する模様だ。

※参照:ITメディアビジネス「電子帳簿保存法、電子保存に2年の猶予 施行1カ月前の省令改正」

電帳法違反に伴うペナルティ

01 電帳法を守らないデータ保管を行った場合のリスク

青色申告の承認取消

電磁的記録の保存を要件を満たして行っていない場合には、保存義務が履行されていないことになるとして、青色申告の承認の取消対象となり得ます。

※ [国税庁「電子帳簿保存法一問一答【スキャナ保存関係】」](#) P40／問56

※ [法人税法 第127条第1項第1号](#)

重加算税35%に 追加で重加算税10%

電磁的記録の記録事項に関し、隠蔽又は仮装がある場合、重加算税が10%加重されます。

※ [電子帳簿保存法 第8条第5項](#)

02 改正を守らず紙保管を続けた場合のリスク

青色申告の承認取消

災害等による事情がなく、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存していない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ます。

※ [国税庁「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」](#) P30／問42

※ [法人税法 第127条第1項第1号](#)

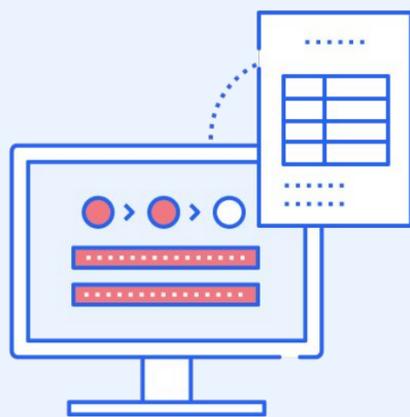
対象取引が経費として 認められない可能性

電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面等を保存している場合については、その電磁的記録や書面等は、国税関係書類以外の書類(電子取引の確認書類)とみなされません。

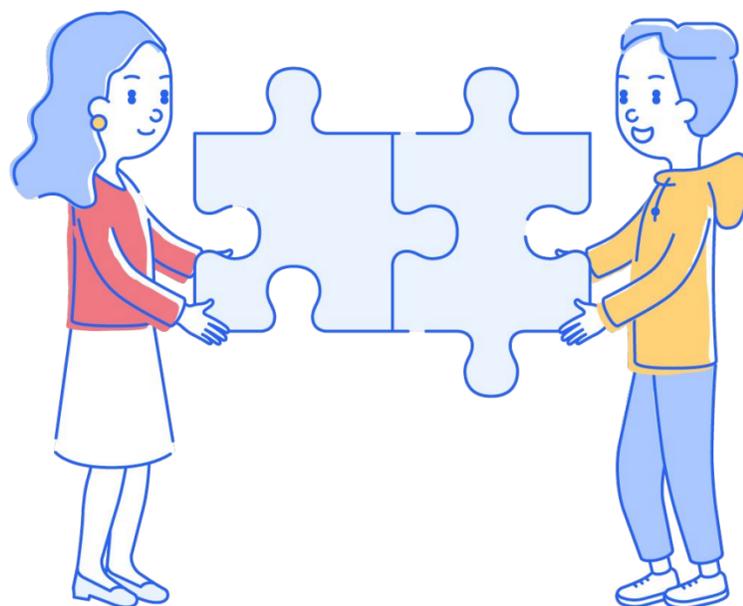
※ [国税庁「電子帳簿保存法一問一答」](#) P30／問42

freeサインはデータ保存先としての提案が可能

文書保管プラン



電帳法への対応
データ保存対応は必須



電子契約プラン



紙のやり取りを卒業
作成・締結・管理をDX化

文書保管プラン

定額

5,000円/月

(税抜き)



— アカウントに関する仕様

基本アカウント数:1アカウント
(複数名で共有可・同時接続可)
アカウント追加:不可

— 文書保管に関する仕様

総保管容量:無制限

月間アップロード上限:500件(追加500件/月5,000円)

1ファイルあたりサイズ:5MB以内

1度の操作でまとめてアップできる件数:20件

タイムスタンプ:AMANO社製(認定タイムスタンプ)

タイムスタンプ間隔:1回/1秒

— その他機能・仕様

フォルダ管理

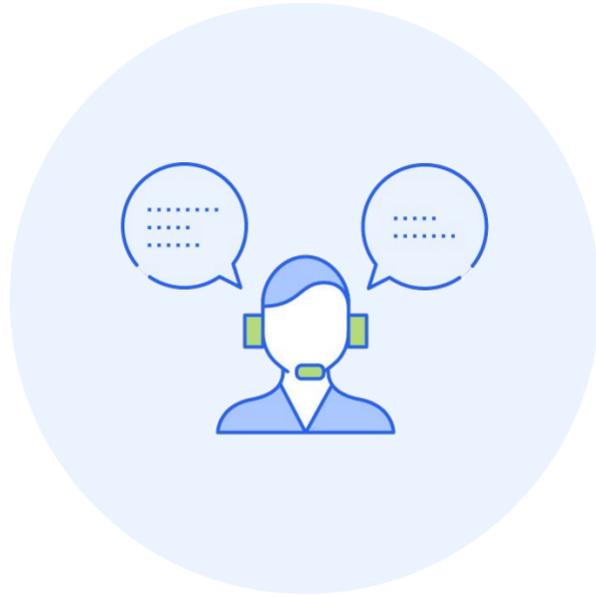
検索タグ付け

電子契約機能:1送信/月

解約後もデータ保持。

継続的に閲覧・ダウンロードが可能です(解約後無期限)

文書保管プランの強み



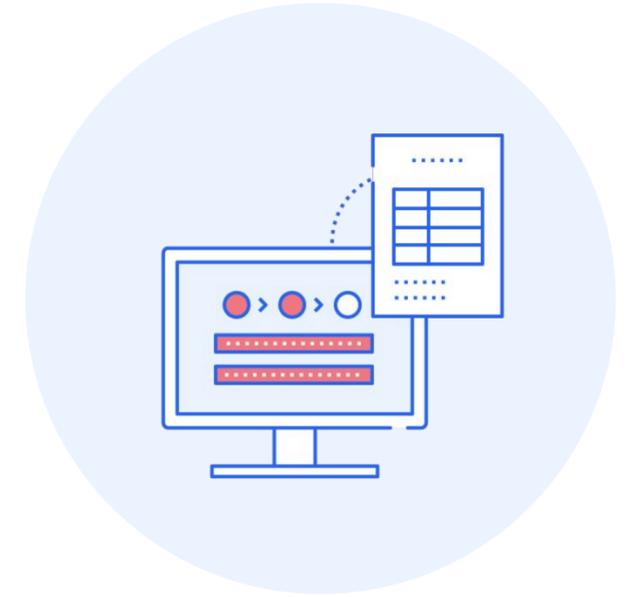
電話サポート

オペレーターが対応する電話サポートメール、チャットも可／契約相手も利用可
電帳法についての問い合わせも可能



データ容量無制限

データ容量の追加料金はなく、定額料金
将来文書が増えても
コストを気にせず利用可能



電子契約導入or解約も安心

将来電子契約を導入する際スムーズに移行
(別途アカウント作成等は不要)
解約後もデータ閲覧・ダウンロード可能

類似サービスとの比較

	freeサイン	その他 電子契約サービス	オンラインストレージ (DropBox/GoogleDrive等)	電帳法対応 ストレージ
改変防止機能 (タイムスタンプ)	○	○	×	○
条件検索機能	○	○	×	○
電子契約機能	○	○	×	×
保管可能ファイル	PDF	PDF	全形式	PDF/JPEG/PING
価格	月額 ¥5,000	月額 ¥30,000～ (+従量課金)	¥0～	月額 ¥10,000～ (+従量課金)
特徴	従量課金なし 月額料金も取組みやすい 電子契約も利用可能	従量課金あり 月額料金は保管には高め 電子契約も利用可能	タイムスタンプ/検索要件を 満たさない 事務処理規定を策定し 運用を行う必要あり	従量課金が一般的 解約時のデータ撤退コストも懸念 将来電子契約を活用する際 二元管理になる

電子文書保管＋電子契約

文書保管単体の利用から、電子契約まで広げることが可能です

送信文書にタイムスタンプを付与する(電子契約)

	Light 小規模層 1アカウント ¥4,980	Light Plus 小規模/一部門 6アカウント ¥19,800	Pro 中規模/会社全体 20アカウント ¥50,000	Pro Plus 大規模/会社全体 100アカウント ¥120,000
文書保管プラン 保管単体・500件/月 ¥5,000	PDFアップロード オプション・500件/月 ¥5,000	PDFアップロード オプション・1000件/月 ¥5,000	PDFアップロード オプション・無制限/月 ¥5,000	PDFアップロード 内包・無制限/月 ¥0

アップロード時にタイムスタンプを付与して保管をする(文書保管)

電子契約のご提案

電子契約と書面契約の違い

「電子文書 + 電子署名または電子サイン」で締結する契約＝電子契約となり
書面契約と同様に法的効力を持っている

	書面契約	電子契約
媒体	紙	電子ファイル(PDF)
署名	押印／署名	電子署名／電子サイン
送付	郵送／訪問	インターネット送信
保管	書棚／倉庫	サーバー
法的効力	あり	あり

freeサインの仕組み



契約に重要な「いつ・何を・誰が」を確認

タイムスタンプによって「いつ」を、メール認証によって「誰が」を証明し
双方が「何を」に紐付くことで契約の有効性を担保

いつ



タイムスタンプによって
非改ざん存在性を証明

何を



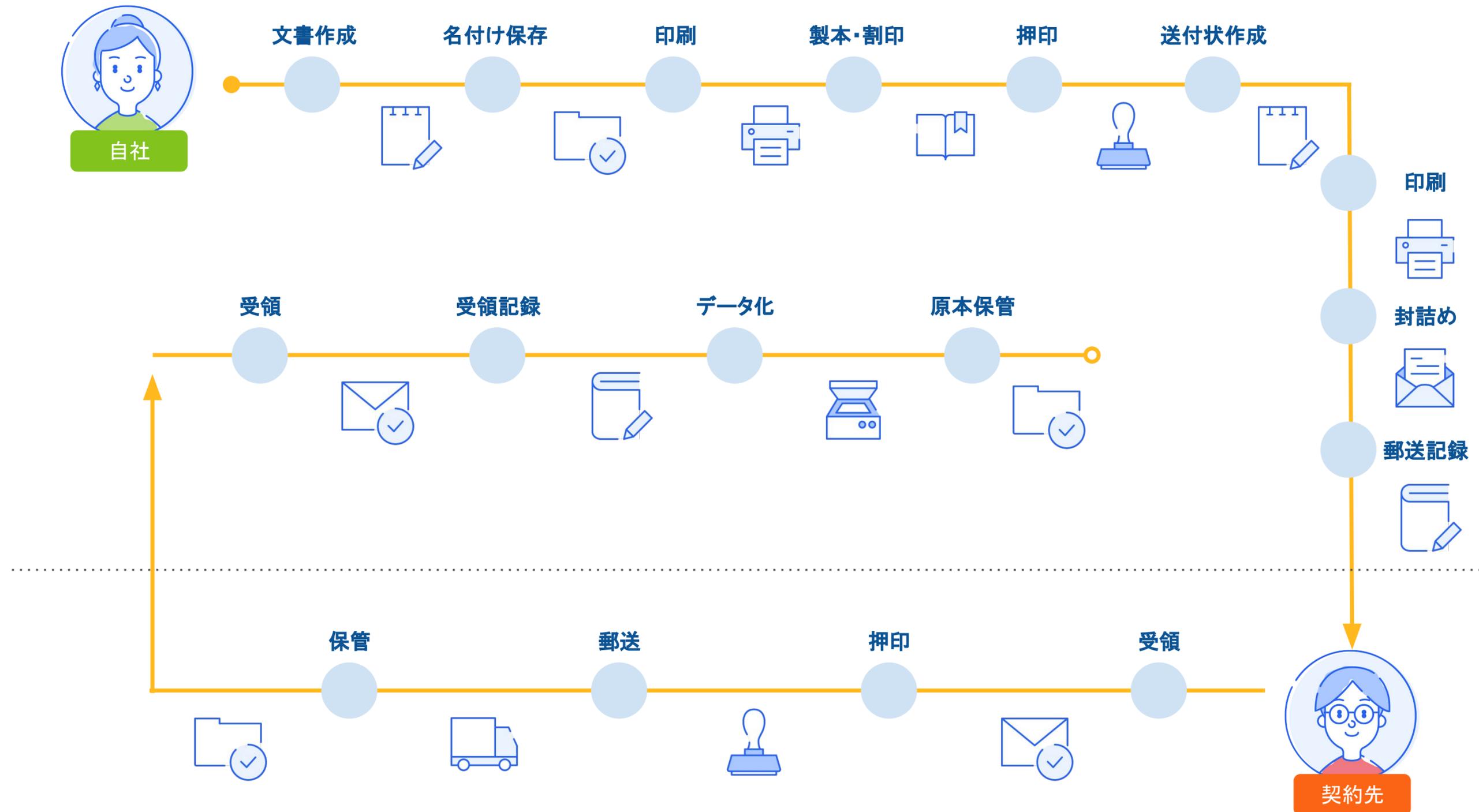
いつ誰がの情報を
契約書に連動して管理

誰が

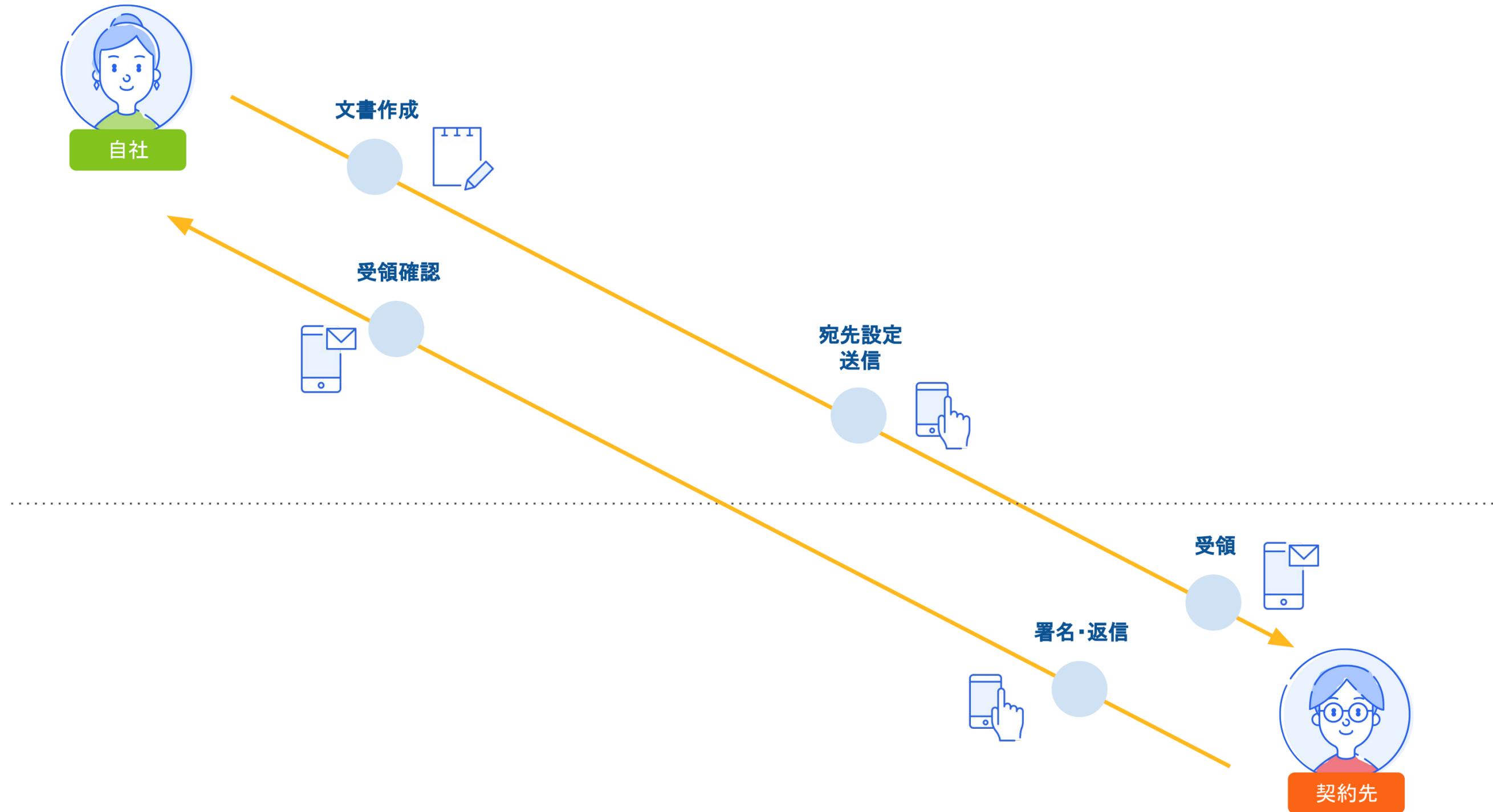


メール認証によって
相手が誰なのかを特定

従来の業務は乗り換えが非常に多い



電子契約によって業務は特急に



変化の内訳



自社

文書作成

名付け保存

印刷

製本・割印

押印

送付状作成

印刷



封詰め



郵送記録



受領

受領記録

データ化

原本保管

管理系の作業も全て不要

ログが残るので記録も不要

保管

郵送

押印

受領

不要な待ちは発生しない

相手側の作業も簡略化

契約先

どんな文書を電子化するか



一般的文書

- 取引基本契約書
- 秘密保持契約書
- 業務委託契約書
- 売買契約書
- 請負契約書
- 個人情報取扱同意書



人事労務

- 労働条件通知書
- 雇用契約書
- 内定通知書
- 身元保証書
- 入社誓約書



営業管理

- 申込書
- 発注書
- 注文書／注文請書
- 請求書
- 見積書
- 保守契約書
- 納品書



商取引

- 売買契約書
- フランチャイズ契約書
- 営業許可契約書
- 代理店契約書
- 特約店契約書



不動産売買賃貸借

- 駐車場使用契約書
- 土地賃貸借契約書
- 土地売買契約書
- 建物賃貸借契約書
- 建物売買契約書
- 借地譲渡契約書



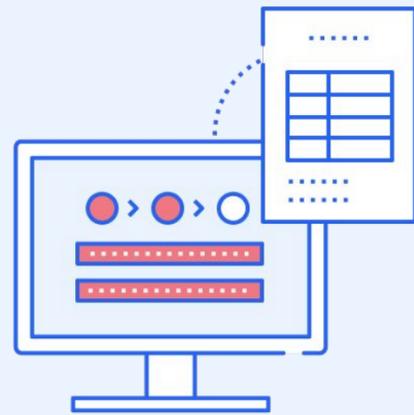
金銭貸借債権譲渡

- 金銭消費貸借契約書
- 金銭借用書
- 金銭信託契約書
- 債権譲渡契約書
- 債権譲渡通知書

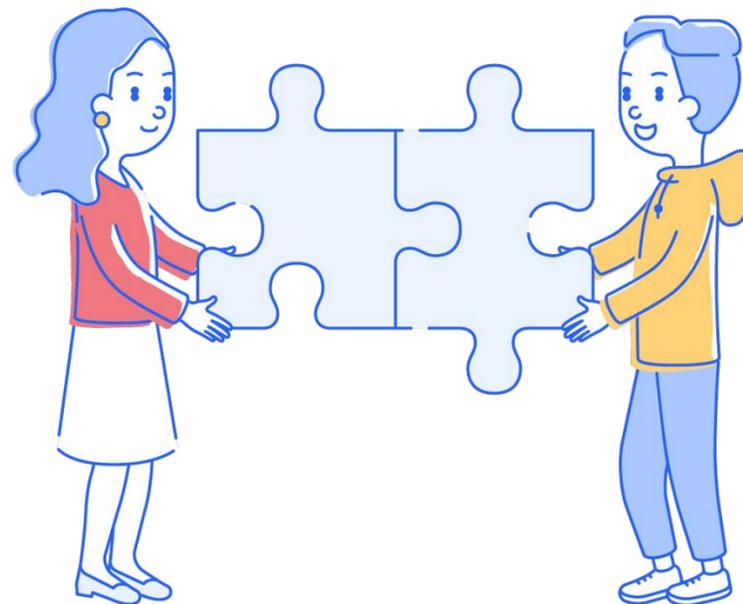
freeサインの特徴

必要な機能から、必要な分だけ利用可能です

文書保管プラン



電帳法への対応
データ保存対応は必須



電子契約プラン



紙のやり取りを卒業
作成・締結・管理をDX化

手厚いサポートを全員が利用可能

よくあるSaaSのサポート

チャットのみ

解決に時間かかる

細かいニュアンス伝えにくい

電話サポートは上位プランの特典

freeサインのサポート

チャット+電話が使える

疑問は即座に電話解決

口頭で柔軟に伝わる

送信相手も含めて全員利用可能

電子サイン・データ容量

¥0



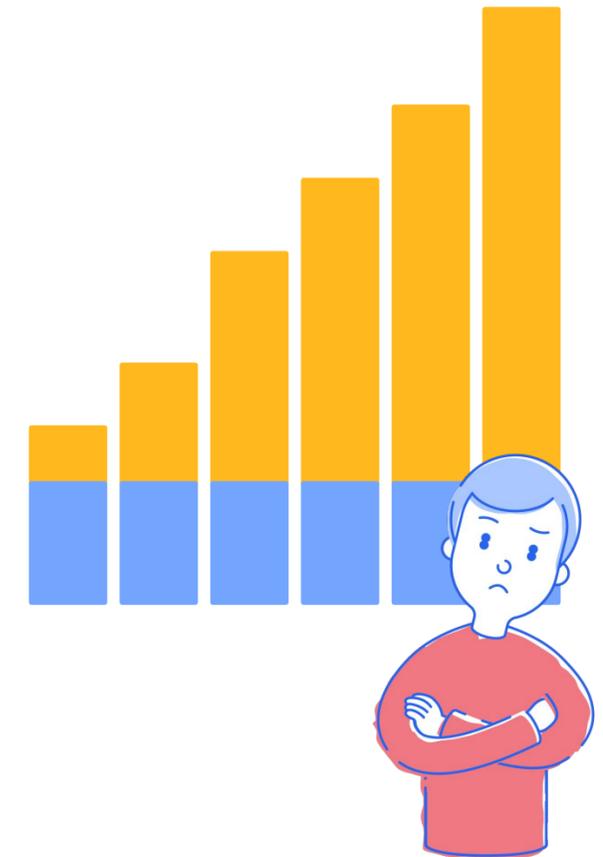
freeサイン

送信料は**¥0**でご利用いただくことができます※
保管も**容量無制限**で従量課金なし
※電子署名を利用する場合は¥200/通



他社サービス

電子サイン・データ容量が従量課金の場合、
契約数に応じて費用が増加します



自社に合わせた基本料金と、定額制による費用対効果が出しやすい設計

Light

基本料金:¥4,980/月
初期費用:¥0※

基本アカウント数:1
追加アカウント:¥3,000/月
追加オプション:¥5,000/月

電子サイン:¥0/通
電子署名:¥200/通
送信数:50通/月まで
追加送信数:¥5,000/月(50通/月)



電子契約の基本機能

最低限の電子契約機能で
社内に溢れる文書を電子化

Light Plus

基本料金:¥19,800/月
初期費用:¥0※

基本アカウント数:6
追加アカウント:¥1,000/月
追加オプション:¥5,000/月

電子サイン:¥0/通
電子署名:¥200/通
送信数:無制限



電子契約を効率的に

複数人での利用や作成・管理機能を強化
社内の電子契約業務をより効率的に

Pro

基本料金:¥50,000/月
初期費用:¥300,000※

基本アカウント数:20
追加アカウント:¥500/月
追加オプション:¥5,000/月

電子サイン:¥0/通
電子署名:¥200/通
送信数:無制限



電子契約をより強固に

ワークフローや閲覧権限機能で統制化
書面契約も一元管理

Pro Plus

基本料金:¥120,000/月
初期費用:¥700,000※

基本アカウント数:100
追加アカウント:¥300/月
追加オプション:基本料金に含む

電子サイン:¥0/通
電子署名:¥200/通
送信数:無制限



電子契約の決定版

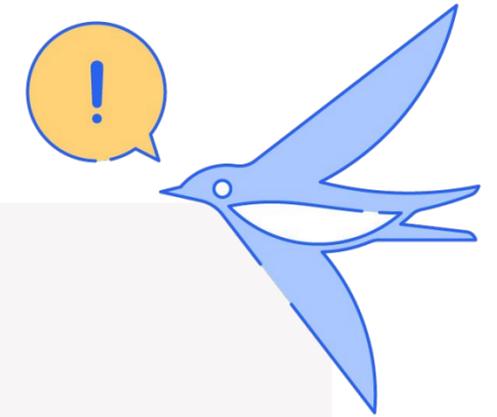
freeサインの全機能を網羅
機能拡張された最上位プラン

※ご希望する導入支援の内容により初期費用は変動いたします。営業担当にご相談ください。(導入コンサル、説明会、貴社専用マニュアル作成、設定代行など)

※すべて税抜表記となります。

文書の送受信をもっと便利に！使い方が広がるオプション機能

オプション機能を付与することで、文書の送受信時にできることが広がります。
特に個人の方との締結シーンでは便利にお使い頂くことができます。



SMS送信機能

従来でのメールでの送信に加えて、
SMSで相手方に文書を送ることができます。

こんな場面で使えます

- メールアドレスを持っていない相手と契約締結したい
- 対面での契約時にその場で相手のスマホに送りたい
- パソコンに不慣れな人との契約が多い

オプション利用料金：¥**5,000**／月（30通／月）

*31通目以降：¥100／通



送受信時の ファイル添付機能

文書の送受信の際に、
添付ファイルを付けて相手方に送ることができます。

こんな場面で使えます

- 雇用契約を結ぶときに
相手方に本人確認書類を提出してほしい
- 発注書を送るときに明細書を添付したい
- 契約書と同時に利用規約を送りたい

オプション利用料金：¥**5,000**／月

添付可能な容量：文書本体と合わせて 10MBまで

	Light	Light Plus	Pro	Pro Plus
テンプレート(PDF)	✓	✓	✓	✓
フォルダ作成	✓	✓	✓	✓
タグ検索	✓	✓	✓	✓
高度なテンプレート(Word)		✓	✓	✓
一括作成・送信		✓	✓	✓
承認権限者以外への送信・転送設定		✓	✓	✓
リマインダー管理		✓	✓	✓
文書一覧のCSVダウンロード		✓	✓	✓
送信前のワークフロー統制			✓	✓
閲覧権限設定			✓	✓
文書送付・締結時のファイル添付	¥5,000	¥5,000	✓	✓
ログイン時の2要素認証	¥5,000	¥5,000	✓	✓
SMSで文書送信	¥5,000	¥5,000	¥5,000	✓
一括送信の上限解放(100通/回→500通/回)	×	¥5,000	¥5,000	✓
PDFアップロード(タイムスタンプ付)	¥5,000	¥5,000	¥5,000	✓
API・Webhook利用	¥5,000	¥5,000	¥5,000	✓
IPアドレス制限	¥5,000	¥5,000	¥5,000	✓
SAML認証によるログイン	¥5,000	¥5,000	¥5,000	✓
Lightプランの送信上限解放(+50通/月)	¥5,000	—	—	—

オプション

Appendix

電子サインと電子署名の違い

freeサインには「電子サイン」タイプと「電子署名」タイプを用意
文書の種別や契約シーンに応じて、柔軟に使い分けることでコストを最適に

電子サイン



送信料¥0/通
法的効力:有

*基本料金のみでご利用可能

文書例

- 日常的に発生する文書(申込書、請求書等)
- 定型的な契約書(秘密保持契約書等)
- 雇用契約書

電子署名



送信料¥200/通 (税抜)
法的効力:有

文書例

- 法令上電子署名が必要(登記書類等)
- 契約の締結日時・主体・内容を
10年以上の長期間証明できる形で保持したい

電子サインでも契約は有効？

電子サインでも契約は有効に成立します。

民法では、法令に特別の規定のある例外的な場合を除き、契約は書面で締結しなくても有効に成立するとされています。



電子サインと電子署名の違い(ファイル上の違い)

電子サイン

【PDFに書き込まれる情報】

- ・ タイムスタンプ情報



当事者情報を立会人としてサーバー上に記録。
また締結情報証明書という形でも発行することが可能です。

電子署名

【PDFに書き込まれる情報】

- ・ タイムスタンプ情報
- ・ 当方送信者、先方署名者のアドレス及び名前情報



タイムスタンプ情報

PDFに書き込まれる情報量が違うだけであり、電子締結の仕組みや書面の有効性に影響を与えるものではありません。

他社比較表



	A社	C社	
作成	<u>Word対応可能</u> 直感的に編集可能 文字ズレなども起きない仕上がり	<u>テンプレはPDFのみ</u> 修正・編集不可 <u>文字ズレ、文字被りが起きる</u>	<u>テンプレはPDFのみ</u> 修正・編集不可 <u>文字ズレ、文字被りが起きる</u>
承認	<u>ワークフローあり</u> (※複数パターン&並列可)	<u>ワークフローあり</u> (※固定1パターンのみ)	<u>ワークフローあり</u> (※固定1&順列のみ)
締結	<u>入力フォーム形式</u> 入力ガイドの設置で迷いにくい	<u>非フォーム形式</u> 入力箇所が複数に点在し 慣れが必要	<u>非フォーム形式</u> 入力箇所が複数に点在し 慣れが必要
保管	<u>フォルダ作成あり</u> <u>閲覧権限設定あり</u> <u>PDF保管料なし</u>	<u>フォルダ作成あり</u> <u>閲覧権限設定あり</u> <u>PDF保管料あり</u>	<u>フォルダ作成なし</u> <u>閲覧権限設定なし</u> <u>PDF保管料あり</u>
コスト	<u>基本料のみ</u>	<u>基本料+従量課金</u>	<u>基本料+従量課金</u>



 *free* サイン